

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部長寿ふくし課	予算科目	3-1-3-(4)
事業名	障がい者自立支援事業		

■基礎情報

目的	障害者総合支援法その他法令に基づき、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付の支給決定業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者自立支援審査会業務 ・ 地域生活支援事業関係業務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町は専門機関及び福祉関連事業所等の社会資源が他市町と比べ少ないことから、「地域共生社会」実現のために国が進める各種施策及び年々増加傾向にある障がい者（児）福祉に関するニーズに対して、社会資源の有効活用及び関係事業所との連携を密にすることが重要となっている。 ・ 地域包括支援センターが、令和5年度より地域における相談支援事業の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」としての機能を有することとなった。今後は、地域の相談支援事業所に対する総合的・専門的な相談支援を行っていくとともに、「地域共生社会」の実現に向け、重層的な支援体制の拠点として、包括的な相談・支援体制の充実を図っていく必要がある。 ・ 地域生活支援拠点等について、客観的な評価運営を行うため、令和3年度から年1回以上運用状況の検証や検討を行っている。 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付等サービスの給付を行っているが、年度を追うごとに給付額が増えており、財政的に大きな負担となりつつある。 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおぐち福祉会に業務委託している相談支援事業（地域包括支援センター）が中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」としての機能を維持・拡充していくため、引き続き、センター職員の相談技術の向上及び技術的支援を図る。 ・ 地域生活支援拠点等について、町が作成した評価シートを基に、大口町障がい福祉調整会議において、相談支援事業やグループホームの運営に関する検証や改善に向けての検討を行う。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第2節	福祉					
成果 指標	地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数							
	H26実績 値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	86件	129件	155件	175件	164件	200件	170件	170件

■ 3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域生活拠点等運用状況に関する検証及び検討 ・児童発達支援センターの設置を検討。 				
項目(単位)	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	11件	8件	15件	15件
地域生活拠点等運用状況に関する検証及び検討	1回実施	1回実施	1回実施	1回実施	1回実施
児童発達支援センター	検討	未設置	未設置	検討	検討

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	次期「大口町障がい者ほほえみ計画」策定に向けて、アンケート調査の実施。
R8年度	次期「大口町障がい者ほほえみ計画」策定

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4	地域包括支援センター相談支援事業委託等各種契約締結 障がい福祉サービス事業所連絡会議開催(年4回予定)※地域包括支援センター相談支援事業 大口町障がい者自立支援審査会の開催(年6回開催)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 相談支援事業の中心となる地域包括支援センターに対し、毎月連絡会議を実施し、相談支援専門員の資質向上に向け、随時、技術的な助言を行った。
- ・ 地域生活支援拠点等について、「第6期障害福祉計画」では、年1回以上運用状況の検証、検討を行うものとされていることから、令和3年度に作成した評価シートに基づき、大口町障がい福祉調整会議委員の助言をいただきながら、運用状況について適切な評価を行った。
- ・ 社会福祉法人おおぐち福祉会が、社会福祉事業を通じて、生きがいを持てるサービスの提供ができるよう、法人の課題等について情報交換、意見交換を行った。

■ 評価

- ・ 相談支援事業について、相談支援専門員による個別相談に加え、基幹相談支援センターとして、関係機関との連携件数も着実に増加しているため、障がい者（児）一人ひとりに寄り添った支援が着実に遂行できていると考える。
- ・ 地域生活支援拠点等について、大口町障がい福祉調整会議での助言をいただきながら、運営等について検証・検討を行うことで、地域生活支援拠点等の運営が適切に行われている。
- ・ 社会福祉法人おおぐち福祉会について、限られた人員の中、利用者に対して生きがいを持てるサービスを最大限提供し続けているものの、法人運営については、課題解決に向け引き続き意見交換や情報共有を行うことで、法人運営の向上を支援する必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部長寿ふくし課	予算科目	介護保険特別会計
事業名	介護保険事業		

■基礎情報

目的	誰もが、いつまでも住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活を送り、介護が必要な状態になっても自らの持てる能力や地域住民同士の支え合いにより、自らの望む生活を続けられるよう、持続可能な『介護保険事業』を運営する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料賦課、徴収事務 ・介護認定 ・介護保険給付事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業）
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織等と連携し、認知症への正しい理解を深める勉強会を開催するとともに、住民同士が見守り、支え合える地域づくりを推進している。令和5年度は、『3地域ふくし交流会』を開催し、多様な活動者で進める地域活動の意義を再確認するとともに、今後の地域活動のアイデア出しをおこなった。 ・『在宅医療・介護連携推進事業』において、同職種連携や多職種連携の取り組みとして実施する意見交換会や研修会の開催を望む声が多い。新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛傾向であったが、少しずつ取り戻しつつある。 ・介護給付適正化の取り組みの一つとして、ケアプラン点検や運営指導を踏まえ、見えてきた現状から課題を整理し、各事業所へフィードバックする取組を継続してきたが、令和5年度は実施できなかった。 ・令和3年度から、愛知県介護予防に関する市町村支援事業において、アドバイザー派遣の協力を得ており、地域包括支援センターと連携して、デモ会議を重ねることで、地域ケア会議（個別ケア・自立支援サポート会議）の立ち上げに向け、準備を進めてきた。今後は、多職種のさらなるネットワークづくりと問題解決能力の向上の観点から協議の場を充実させる必要がある。 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の長期未納者に対し、催告書を送付するとともに、税務課、戸籍保険課と連携して、納付確約書の提出を求める。また、対応困難な長期未納者については、生活状況や収入状況等を確認しながら、未納金額の縮減に努める。 ・認知症サポーター養成講座の拡充を図るとともに専門職の他、地域住民や見守り協定事業所等の協力を得て、『チームオレンジ』の設置に向けた準備を進める必要がある。 ・南地域自治組織で進める『移動支援サービス（サポートカー）』について、これまでの試行の状況から課題を整理し、外出支援策の一つとして、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD事業）へ移行できるよう、協議の場を重ねる必要がある。 ・愛知県介護予防に関する市町村支援事業により派遣されるアドバイザーの協力を得て、地域ケア会議（個別ケア・自立支援サポート会議）の立ち上げに向け、引き続き、実践の機会を重ね、介護支援専門員や介護サービス事業所スタッフとともに地域で暮らす対象者やその家族が抱える課題を整理する。併せて、介護保険等フォーマルサービスに加え、地域住民の協力を得て進めるインフォーマルサービスの創出等地域包括ケアの体制づくりについて検討するため、コロナ禍において休止していた『地域包括ケアシステム推進協議会』を再開する。 	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第2節	福祉					
成果 指標	認知症サポーター養成講座の参加人数							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	1,397人	2,141人	2,190人	2,231人	2,246人	2,377人	2,424人	2,450人

成果 指標	ケアプラン点検実施事業所数 ※令和元年度：7事業所 令和2年度：6事業所（1事業所休止） 令和3年度：7事業所（地域包括支援センターを含む）							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	3事業所 34プラン	全事業所 34プラン	全事業所 58プラン	全事業所 60プラン	全事業所 55プラン	0	2事業所 8プラン	3事業所

■3年間の目標

目標						
項目（単位）	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	
福祉用具貸与者調査	30件	30件	59件	40件	40件	
認知症サポーター養成講座ステップアップ研修	0人	0人	17人	20人	15人	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防日常生活支援総合事業（通所型サービスB事業、訪問型サービスD事業）の検討 チームオレンジの設置
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防日常生活支援総合事業（通所型サービスB事業、訪問型サービスD事業）の検討

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
随時	介護支援専門員連絡会、通所系事業所連絡会、訪問系事業所連絡会 地域包括ケアシステム推進協議会（2回/年） 自立支援型地域ケア会議（3回/年） 生活支援コーディネーター戦略会議（1回/年） 在宅医療・介護連携推進事業全体会（1回/年） 認知症サポーター養成講座（1回/年） 認知症サポーター養成講座ステップアップ講座（1回/年） 認知症勉強会等出前講 ケアプラン点検 運営指導（地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、日常生活支援・総合事業指定事業所）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・介護保険料の長期未納者に対し、税務課、戸籍保険課と連携して、対応困難な長期未納者については窓口相談をし、口座振替を推奨した。
- ・認知症施策の取り組みとして、地域包括支援センターと「チームオレンジ」について検討を行った。
- ・福祉車両を活用した『移動支援サービス（サポートカー）』について、南地域自治組織内で話し合ったが、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD事業）へ移行できるまでに至っていない。
- ・愛知県介護予防アドバイザー派遣事業を活用し、介護保険の根幹である『自立支援』と『多職種連携』の観点から、前年度に引き続き、地域ケア会議（自立支援サポート会議）を、介護支援専門員に加え、介護サービス事業所スタッフとともに、地域包括支援センターを中心に年1回実施した。
- ・介護支援専門員連絡会では、地域課題を抽出し、それらを解決するためのアイデア出しをおこなった。

■評価

- ・介護保険料の未納者への対応については、口座振替の推奨や窓口相談を実施しているが、職員の異動に伴い、徴収についての対応方法の知識が少ないため、前年度より過年度分の収納率が落ちた。健全な介護保険事業の運営及び高齢者が適切にサービスを受けられるよう、引き続き、制度の理解と併せ、未納者には、納付確約書の提出を求め、収納率の向上に努める必要がある。
- ・認知症施策では、令和7年4月より既存の活動を活かした形でチームオレンジを設置することとした。社会福祉協議会等関係機関と協力し、認知症カフェの再構築に努める必要がある。
- ・福祉車両を活用した『移動支援サービス（サポートカー）』については、引き続き協議の場を重ね、より具体的に課題整理することで、地域住民の外出支援策のひとつとして『訪問型サービスD（移送）事業』に移行できるよう、地域活動を応援する必要がある。
- ・愛知県介護予防アドバイザー派遣事業を活用し、地域包括支援センターと連携して、介護支援専門員をはじめサービス提供事業所のスタッフを含めた地域ケア会議（自立支援サポート会議）において、事例や介護保険制度と併せ、地域資源の活用と適切なケアマネジメントのあり方を共有することで、自立支援と重度化予防を図ることが求められるため、次年度も継続して実施する必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部長寿ふくし課	予算科目	3-1-1-(3)
事業名	社会福祉推進事業		

■基礎情報

目的	住民で組織される民生委員・児童委員、保護司会、更生保護女性会と社会福祉協議会と連携して、地域福祉の推進を図る。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員に関する事務全般 ・ 社会福祉協議会及び社会福祉団体等（保護司会、更生保護女性会など）に関する事務全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進に関する事務全般 ・ 生活福祉に関する事務全般
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動について、コロナ禍を経て、徐々にコロナ禍以前の活動（自主事業）ができる環境となってきた。一方、民生委員・児童委員に対し、地域から協力が求められる機会も増えていることから、業務負担等を鑑み、役員会等で協議しながら、既存事業の再開または新規事業への着手について検討する必要がある。 ・ 現民生委員・児童委員の任期が残り2年弱となり、令和7年度に改選予定の次期民生委員・児童委員推薦候補者の確保に向け、地域との連携が必要。 ・ 国が掲げる「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉協議会では、地域住民、各種団体及び行政とのつなぎ役としての役割を果たすべく各種事業を展開している。また、行政と連携して、社会福祉協議会の強みを生かした各種事業にも積極的に取り組んでいる。 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動について、本格的な活動再開に向け、時代に即した活動の実施に向け、民生委員・児童委員からのアイデアや意見等をもとに事業を実施する。 ・ 次の一斉改選を見据え、民生委員・児童委員と意見交換を交わし、誰でも気兼ねなく民生委員・児童委員になっていただけるような環境づくりの構築と啓発に努める。 ・ 「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉協議会と連携して地域福祉の推進を図る。 ・ 「第2期大口町自殺対策計画」について、計画達成に向け、重点施策を中心に各種施策に取り組む。 ・ 国施策による給付金事業について、支援が確実に届くよう努める。 	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第2節	福祉					
成果指標	住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	55.3%	63.4%	56.0%	-	-	-	-	67.0%

成果指標	地域福祉を担うボランティア数							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	1,050人	697人	449人	440人	352人	381人	392人	450人

■3年間の目標

目標					
項目(単位)	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	次期民生委員・児童委員一斉改選、PDCAサイクルに基づき、「第2期大口町自殺対策計画」の計画進行管理
R8年度	PDCAサイクルに基づき、「第2期大口町自殺対策計画」の計画進行管理

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none">・毎月開催される民生委員定例会を活用し、民生委員・児童委員に対し、民生委員・児童委員としての必要な知識取得のため各種研修を行う。・町補助金事務（社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、更生保護女性会、保護司会）・社会福祉協議会の理事会に出席して、社会福祉協議会の活動を把握するとともに町の考え方や方針等を伝える。・国施策による給付金事業（非課税・均等割のみ課税・こども加算）実施に向け、事前準備・給付事務・「第2期大口町自殺対策計画」の計画推進に向け、大口町障がい福祉調整会議において、計画の進捗状況の確認を行っていく。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・民生委員・児童委員の活動について、5月の民生委員・児童委員週間に、例年健康文化センターと役場で5月8日から21日までパネル展示を行い、活動の周知啓発をした。また、ふれあいまつりにおいてもパネル展示を行い、民生委員・児童委員の活動について周知啓発をした。
- ・社会福祉協議会が、支え合いの地域づくりに向けて取り組んでいるが、法人運営にとって過度な負担とならないよう事務局と協議を重ねながら事業展開できるよう支援した。
- ・国施策による給付金事業（非課税・均等割のみ課税・こども加算）について、事前準備を行い、繰越明許で令和7年度に支払いができるようにした。
- ・「第2期大口町自殺対策計画」について、計画達成に向け、重点施策を中心に各種施策に取り組んだ。

■評価

- ・5月の民生委員・児童委員週間に実施したパネル展示やふれあいまつりへの出店を通し、多くの人に民生委員・児童委員の活動について周知できた。
- ・社会福祉協議会について、事業の執行状況等を把握し、取り組みについて助言する等の支援を行った。
- ・国施策による給付金事業について、滞りなく支払いを行うための準備を行うことができた。
- ・自殺対策について、数値化することはできないものの、個別の相談等を通じて地域包括支援センター等の相談体制を活かして丁寧に対応することで、その可能性をできる限り取り除くことができている。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部長寿ふくし課	予算科目	3-1-2-(3)
事業名	高齢者福祉事業		

■基礎情報

目的	8050問題や経済的に心配されることなど、多様な課題を抱える世帯も増加している現状を踏まえ、地域全体で見守る体制づくりを推進し、高齢者をはじめとする地域住民の誰もが安心して住み慣れた地域で生活できる環境を整える必要がある。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置の設置 ・短期介護事業 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ・配食サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援事業 ・敬老事業 ・高齢者地域見守り支え合い事業 ・コミュニティ・ワークセンター事業 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者地域見守り協力に関する協定書を締結している事業所と本町の高齢者の現状を共有し、事業所や行政の取り組みについて意見交換する『高齢者見守り連絡会議』を毎年実施していたが、コロナ禍を経て、令和元年度以降開催できていない。 ・認知症などによるひとり歩き（徘徊）の恐れがある高齢者をはじめ、単身高齢者・高齢者世帯が急増している。住民同士が互いに見守り・支え合える地域づくりの必要性を共有するとともに、地域住民の健康づくりや見守りの拠点となる集いの場、サロン活動等を継続的な取り組みとして実施できるよう、自主的な地域活動を応援していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛傾向にあった地域活動が取り戻されつつある。また、地域福祉活動に関する意見交換会や認知症勉強会を通し、見守りや支え合いに加え、高齢者の健康づくり（介護予防）、集いの場のあり方等様々なアイデアが出されているので、具現化していく必要がある。 		
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・『高齢者見守り連絡会議』の一環で、登録事業所のスタッフを対象とした認知症勉強会を企画しているが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっている為、令和6年度中に再企画する。 ・地域自治組織とともに『見守り支え合い』をテーマにした勉強会、意見交換会を継続開催することで、これまでに出された『高齢者の健康づくり（介護予防）』『集いの場』のあり方等様々なアイデアを具現化する。 ・『避難行動要支援者同意者名簿』を地域自治組織と共有し、災害時の備えと併せ、日頃からの見守りを充実させることができるよう、地域活動を支援する。 		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第2節	福祉					
成果指標	高齢者の見守りに関する協定書の事業所数							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	12事業所	50事業所	50事業所	52事業所	51事業所	53事業所	53事業所	60事業所

成果指標	生活支援・介護サービスなど的高齢者福祉の満足度							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	-	65.3%	-	-	-	-	-	70.0%

■3年間の目標

目標						
項目(単位)	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	第10期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に向けた『高齢者等実態調査』の実施
R8年度	第10期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定

■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
6・3	高齢者サービス調整会議
4	高齢者福祉事業の委託契約
2	高齢者地域見守り連絡会議
3	外出支援サービス事業交付申請(申請時にアンケート実施)
随時	認知症勉強会、認知症予防・健康づくりなどの出前講座
随時	地域包括支援センター等関係機関との連絡会議

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、『高齢者地域見守り連絡会議』の開催を控えてきたが、再開に向けた検討が必要。
- ・地域自治組織において『見守り支え合い』をテーマにした勉強会、意見交換会を実施した。また地域包括支援センターと町内企業からの依頼により介護に関する勉強会を実施した。
- ・『避難行動要支援者同意者名簿』については、民生委員・児童委員を対象に、基礎スキル研修において、支援を要する人々への災害時における支援などのテーマで研修を受講した。

■評価

- ・地域で高齢者を見守る必要性は高まりつつあり、新聞店等の高齢者の見守りに関する協定を締結している事業所や地域住民に対して、「高齢者地域見守り連絡会議」について、令和7年度に再企画する必要がある。
- ・各地域自治組織等地域での健康づくりや介護予防、見守りに関する意見が活発になっている。今後も地域住民の協力を得て、見守りなどができるよう努める必要がある。町内企業の依頼による勉強会においては、働く世代を対象に介護保険制度は自立支援制度であることや介護予防の必要性を伝える機会となった。
- ・「災害時避難行動要支援者同意者名簿」においては、日頃からの見守り体制を実行できるよう、地域自治組織、行政区や民生委員・児童委員などを含め、研修会を継続する必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部長寿ふくし課	予算科目	3-1-3-(3)
事業名	障がい者福祉事業		

■基礎情報

目的	大口町障がい福祉調整会議の運営、障がい者権利擁護支援、福祉手当の支給及び外出支援サービス事業等を行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上を図る。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町障がい福祉調整会議運営事業 ・ 公の施設利用助成業務 ・ 福祉手当の支給業務 ・ 住宅改修費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出支援サービス事業の関係業務 ・ 災害時における要配慮者に対する支援業務 ・ 障がい者の権利擁護・虐待防止事業
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2市2町（小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）で構成する尾張北部権利擁護支援センターについて、平成30年7月のセンター開所から6年を迎え、成年後見制度に関する相談や制度利用が進むよう積極的な普及啓発活動を行っている。今後、障がい者本人やその家族の高齢化に伴い、成年後見制度に関するニーズが高まることが予想されることから、少しでも多くの方に成年後見制度についての理解を深めていただき、対象者の状況によっては、センターの利用へつなげる必要がある。 ・ 避難行動要支援者登録制度について、平成29年6月より「同意者名簿」登録に向けた手続きを開始したが、「同意者名簿」への登録者数は避難行動要支援者全体の約1割程度になっている。一方、これまで懸念事項となっていた「同意者名簿」の管理については、地域自治組織の事務所機能の充実に伴い、名簿の管理が可能となっている。 	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2市2町で構成する尾張北部権利擁護支援センターの運営に関し、令和5年度から引き続き、幹事町となることから、センターと連携して「成年後見制度利用促進計画」及び各種事業の推進に努めていく。 ・ 避難行動要支援者登録制度について、地域での受け入れ体制が整ったことで、本格的な運用に向け、「同意者名簿」の提供、管理を含め、関係課や地域との調整を図るとともに、課題となっている避難行動要支援者として登録はしているが、「地域支援者」がいない方に対する「地域支援者」の確保に向け、見守り・支え合いの地域づくりの中で関係性をつくることのできるよう働きかける必要がある。 	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第2節	福祉					
成果 指標	(図表領域)							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	(図表領域)							

■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう ・尾張北部権利擁護支援センターと連携を図りながら成年後見制度の普及に努めていく。 				
項目(単位)	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標
成年後見制度利用支援事業利用者	0	0	0	1	1

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催(主に新規採用職員及び監督者)
R8年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催(主に新規採用職員及び監督者) 次期「大口町成年後見制度利用促進計画」の策定

■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4	尾張北部権利擁護支援センター運営事業の実施に関する協定書及び委託契約の締結 外出支援サービス助成券発行時において利用者からのアンケート実施
4	
~	
5	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催
7	大口町障がい福祉調整会議の開催(計3回開催予定) 福祉手当の支給業務(7月、11月、3月) 避難行動要支援者名簿の作成(4月、8月、12月) 適正運営委員会等の開催(毎月開催予定)、運営協議会の開催(年3回開催予定) ※ ※尾張北部権利擁護支援センター運営委託事業

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・大口町障がい福祉調整会議を3回開催し、様々な分野から選出された委員から幅広い意見をいただき、障がい者福祉事業の向上に努めた。
- ・外出支援サービス事業について、昨年度から引き続き、助成券発行時にアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。
- ・尾張北部権利擁護支援センターの運営に関し、幹事町として尾張北部権利擁護支援センター及び関係市町と連携を図りながら、運営協議会を開催(3回/年)するとともに、「成年後見制度利用促進計画」に掲げる各施策を総合的かつ計画的に推進できるよう努めた。
- ・避難行動要支援制度について、同意者名簿への登録の普及啓発を図った。

■評価

- ・大口町障がい福祉調整会議において、各委員より貴重なご意見をいただき、本町の障がい者(児)福祉施策へ反映することができた。また、町内の新規事業所が指定を受けるにあたり、当該会議に対して評価依頼があり、会議の中で評価を行った。
- ・外出支援サービスに対するアンケートを継続的に実施することにより、外出支援に関する利用者ニーズを把握している。継続的に利用者ニーズを把握するためには、引き続きアンケートを実施していく必要がある。
- ・権利擁護支援に関する取り組みとして、2市2町の住民を対象とした市民後見人養成講座を実施しており、本町からも複数の住民が受講し、1名が市民後見人としての活動をスタートしている。地域の身近な人が市民後見人として活躍されることで、成年後見制度が少しずつ身近になっていくものと期待できる。
- ・避難行動要支援制度について、3か月ごとに避難行動要支援者名簿を作成し、同意者名簿は、民生委員等地域住民の協力を得て必要な方から随時受付を行っている。